

令和8年6月23日

報道機関 各位

箕輪町長 白鳥 政徳

捜査を受けてのコメント

この度、当町の職員が長野県警察本部刑事部から入札の公正を害した容疑により事情聴取を受けたことについては、未だ起訴、不起訴の判断がなされていない段階ではありますが、容疑を掛けられたということ自体が町政を預かる責任者として、誠に申し訳ないものと深くお詫び申し上げます。

これまで町は幸いにして警察の強制捜査等は受けておりませんが、任意捜査に全面的に協力してきました。

また、町の顧問弁護士に依頼して、長野地方検察庁とも連絡を取っており、検察庁の捜査についても協力をしております。

捜査の対象となった職員は、顧問弁護士の調査に対して、「入札の公正を害する意思などは全くなく、不落になった場合は必要な町の公共工事が遅れて町民の日常生活に支障をきたすから、不落にならないような対応をした」と述べて、犯罪とされる外形事実は認めておりますが、犯行の意思、つまり故意を否認しております。

この点については、町は検察庁の判断をみることとなります。

しかし、いずれにせよ、入札という公正が最も求められる手続きにおいて、町の担当職員が入札の公正を害する行為を行った容疑で捜査の対象とされたことは、いかなる理由があっても弁明の余地はなく、私としても、その責任を痛感し、今後はその理由の如何に関わらず、捜査機関から容疑をかけられるような職務を行わないよう、公務員としての誠実職務義務の遂行を徹底的に浸透するよう教育する所存です。

また、当該職員や私ほかサービス管理監督者の責任については、検察庁の判断を待ち、仮に、起訴された場合は、裁判所の判断の確定を待って、必要な懲戒処分を行う所存です。

この度は誠に申し訳ございませんでした。